

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 4月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去機器冷却海水系の水抜き時、残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(D)吐出ドレンラインにおいて詰まりが認められたため、当該ドレンラインを点検・清掃。	GIII	
2	3号機	タービン建屋給気処理室通路ページングスピーカー取付架台に錆による破損が認められたため、応急処置として当該スピーカーをロープで固定後、点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	圧力抑制室排水系サージタンク室設置の高電導度廃液系サンプ移送配管において、微少な穴より漏えい(約120cc、汚染なし)が認められたため、応急処置として滴下箇所に受皿を設置、及び当該漏えい箇所を養生するとともに当該配管を修理。	GIII	